

官報

号外 昭和三十五年三月三十日

第三十四回国衆議院會議録 第十七号

昭和三十五年三月三十日(水曜日)

昭和三十五年三月三十日
午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙

肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外四十二名提出)

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

治水特別会計法案(内閣提出)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関稅暫定措置法案(内閣提出)

昭和三十五年三月三十日 衆議院會議録第十七号

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

北陸地方開発促進に関する決議案(田中角榮君外二十名提出)

午後二時四十八分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員が一名欠員となっております。この際、同委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に加藤謙造君を指名いたします。

○議長(清瀬一郎君) 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。内閣から、肥料審議会委員に本院議員足立篤郎君、同小松信太郎君、同重政誠之君、同三宅正一君、参議院議員河野謙三君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。その通り決しました。

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

昭和三十五年二月十二日
内閣総理大臣 岸 信介

開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「三億九千万円」を「四億九千万円」に改める。

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由
開拓者の必要とする経営資金等の融通を円滑にするため、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資金を一億円増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川久衛君。

○報告書は會議録追録に掲載

○吉川久衛君 たいだいま議題となりました。内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

昭和二十八年開拓融資保証法が制定され、これに基づき、開拓者が必要とする

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

る肥料、家畜、飼料等の購入のための中・短期営農資金の融通を円滑ならしめるため、政府は昭和三十四年度までに中央開拓融資保証協会に対して三億九千万円を出資しているものであります。その後における開拓者の資金需要の趨勢はますます増大している実情にかんがみ、昭和三十五年においても、一般会計からさらに一億円を追加出資しようとして本案の提出を見たものであります。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は、二月十二日付託され、三月二十二日提案理由の説明を聴取し、三月三十日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決をいたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)
○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

方開発促進計画(以下「開発促進計画」といふ)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、四国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができ

る。

(四国地方開発促進法の設置)

第四条 総理府に、四国地方開発審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、四国地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があるとき認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができ

る。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員三十二人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員 十人以上

四 関係市長を代表する者 五人

五 関係町村長を代表する者 一人

六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に関し学識経験のある者 七人以上

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開

陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五

号)の適用は、この法律の施行の日以後は、この法律の規定によるものとする。

(附則)

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

第十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

第十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

第十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

号)に基づく財政再建団体である
 県(以下「財政再建団体」という。)
 が開発促進計画に基づく事業で当
 該財政再建団体に係るものを実施
 するために財政再建計画を変更を
 加えようとする場合においては、
 自治庁長官は、その財政の再建が
 合理的に達成できると認める限
 り、同法第三条第四項において準
 用する同条第一項の規定による当
 該財政再建計画の変更の承認に当
 たつて、これらの事業の実施が確
 保されるように特に配慮しなけれ
 ばならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に
 基づく事業を実施する県で財政再
 建団体以外のものが地方財政再建
 促進特別措置法第二十二條第二項
 の規定により財政の再建を行なう
 場合においては、当該県について
 準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
 する。

(国の負担又は補助の割合につい
 ての特別措置)

2 開発促進計画が作成された場合
 において、四国地方の県に係る当
 該開発促進計画に基づく事業のう
 ち重要なものに要する経費に係る
 国の負担又は補助の割合につい
 て、当該事業の実施の促進上特別
 の措置を必要とするときは、別に
 法律で定めるものとする。

3 総理府設置法(昭和二十四年法
 (総理府設置法の一部改正))

律第二百二十七号)の一部を次のよ
 うに改正する。
 第十五條第一項の表中九州地方
 開発審議会の項の次に次のように
 加える。

四国地方 開発審議 会	四国地方開発促 進法(昭和三十 五年法律第三 号)の規定によ りその権限に属 せしめられた事 項を行なうこ と。
-------------------	---

4 (国土総合開発法の一部改正)
 国土総合開発法(昭和二十五年
 法律第二百五号)の一部を次のよ
 うに改正する。
 第十四條第二項中「又は九州地
 方開発促進計画」を、「九州地方開
 発促進計画又は四国地方開発促進
 計画」に改める。

5 (経済企画庁設置法の一部改正)
 経済企画庁設置法(昭和二十七
 年法律第二百六十三号)の一部を
 次のように改正する。
 第四條第十五号の三の次に次の
 一号を加える。
 十五の四 四国地方の開発の促
 進に関する基本的な政策及び
 計画を企画立案すること。
 第四條第二十号のヌの次に次の
 ように加える。
 ル 四国地方開発促進法(昭
 和三十五年法律第 号)
 第九條に次の一号を加える。
 九 四国地方の開発の促進に関
 すること。

理由

四国地方における資源の総合的開
 発を促進し、国民経済の発展に寄与
 するため、四国地方開発審議会を設
 置し、四国地方開発促進計画を作成
 し、これに基づく事業を円滑に実施
 する必要がある。これが、この法律
 案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
 約百万円の見込みである。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
 求めます。国土総合開発特別委員長寺
 島隆太郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
 ○寺島隆太郎君登壇

○寺島隆太郎君 たいだいま議題となり
 ました四国地方開発促進法案につきま
 して、国土総合開発特別委員会におけ
 る審議の経過及び結果について御報告
 申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕
 本案は、自由民主党、日本社会党及
 び民主社会党の共同提案にかかると
 でありまして、その趣旨は、四国地方
 における資源の総合的開発を促進し、
 国民経済の発展に寄与せんとするもの
 であります。

その要旨は、四国開発審議会を設
 け、内閣総理大臣が四国地方開発促進
 計画を作成し、右計画実施に対し、政
 府は、国の財政の許す範囲内において

必要資金の確保をはかり、経済企画庁
 長官は計画の調整をなし、また、自治
 庁長官は、事業実施の場合、財政再建
 団体等の財政計画については特に配慮
 し、これが実施促進上、国の負担また
 は補助の割合についての特別措置を必
 要とするときは、別に法律で定めるこ
 とにいたしてあります。

本案は、去る三月二十四日本委員会
 に付託され、本日、提出者を代表して
 前尾繁三郎君より提案理由の説明を聴
 取し、審査を進めたのでありますが、
 詳細は委員会議録に譲ることいたし
 ます。

採決の結果は、満場一致をもって原案
 の通り可決すべきものと決しました。
 なお、日本社会党及び民主社会党共
 同提案にかかるときの附帯決議を
 付することに決しました。

四国地方開発促進法案に対する
 附帯決議

四国地方の開発を促進するため直ち
 に促進計画を樹立し、重要事業に対
 する国の負担又は補助率については
 地方財政の実情に即するよう、必要
 な措置を講ずるとともに、地方開発
 資金の確保並びに運用に万全を期す
 べきである。

以上であります。
 右、御報告いたします。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしま
 す。

本案は委員長報告の通り決するに御
 異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○副議長(中村高一君) 御異議なしと
 認めます。よって、本案は委員長報告
 の通り可決いたしました。

外航船舶建造融資利子補給及び損
 失補償法の一部を改正する法律
 案(内閣提出)

○天野公義君 議案上程に関する緊急
 動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、外航
 船舶建造融資利子補給及び損失補償法
 の一部を改正する法律案を議題とな
 し、委員長の報告を求め、その審議を
 進められんことを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の
 動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○副議長(中村高一君) 御異議なしと
 認めます。

外航船舶建造融資利子補給及び損失
 補償法の一部を改正する法律案を議題
 いたします。

右
 外航船舶建造融資利子補給及び損
 失補償法の一部を改正する法律案
 国会に提出する。

昭和三十三年三月三日
 内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年三月三十日 衆議院会議録第十七号 四国地方開発促進法案 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

昭和三十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改

三三〇

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「政令で定める範囲のもの」として「第十四条第一項第一号の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不当な経理の是正を勧告した場合においては、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする」に改める。

第十三条中「二分の一に相当する金額を」の下に「下らない金額を」を加える。

第十九条から第二十一条までを次のように改める。

第十九条から第二十一条まで 削除
第二十三条第一項中「(第二十条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 改正前の第二十条第二項及び第二十三条第一項の規定は、改正前の第十九条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社については、なおその効力を有する。

3 政府は、昭和三十五年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間にされた外航船舶の建造のための

融資について、第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる。この場合において、第五条第二項中「予定し、ゆん工日」とあるのは、「予定し、ゆん工日(既にしゆん工日した船舶については、しゆん工日)」とする。

4 政府は、当分の間、第二条の規定による損失を補償する旨の契約を結ばないものとする。

5 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

理由

わが国海運企業の現状にかんがみ、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社が利益を生じた場合の納付金の納付に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長平井義一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 ただいま議題となりました外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。

現行法は昭和二十八年に制定され、昭和三十一年度までこの法律に基づいて利子補給及び損失補償の契約が締結されて参つたのでありますが、昭和三十一年度においては、スエズ動乱により国際海運が好況に恵まれ、わが国海運企業の業績も逐次改善されましたので、既契約による利子補給金の支給を停止するとともに、新たに締結された外航船舶については利子補給契約締結に必要な予算措置を講じないまま現在に立ち至つたのであります。しかしながら、一方、海運市況はスエズ動乱の解決後急速に低落し、海運企業の業績もともに悪化し、このまま放置しますと、今後ますます激化する国際競争において、わが国海運の健全なる発展が阻害されるのではないかと危惧されるのであります。かような現状にかんがみまして、昭和三十五年より利子補給金の支給を復活することとし、この復活に伴い、現行法の一部について必要な改正を行なうとするものであります。

次に、改正案の概要を申し上げます。第一点は、運輸大臣が不当な経理の是正を勧告した場合には、勧告に従つて再計算した利益の額を利子補給金相当額の納付の基準にしようとするものであります。

第二点は、日本開発銀行に対する利子補給に関する規定を廃止することにも、昭和三十五年以降当分の間、損失補償契約を締結しないことにいたせうとするものであります。

第三点は、昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までに建造された外航船舶についても利子補給契約を結ぶことができるようにしようとするものであります。

本法案は、三月八日本委員会に付託され、翌九日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十五日、二十九日、三十日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。かくて、同三十日、討論を省略し、採決の結果、本法案は起立多数をもって政府原案通り可決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(中村高一君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税暫定措置法案(内閣提出)

○天野公義君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、治水特別会計法、関税定率法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、治水特別会計法、関税定率法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法案、右四案を一括して議題といたします。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右

昭和三十五年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(昭和二十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「若しくは第十項」を、第十項若しくは前項に改め、「臨時地方財政特別交付金又は」の下に「臨時地方特別交付金」に関する法律による臨時地方特別交付金若しくは」を加え、同項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 政府は、当分の間、毎会計年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する金額の合算額(当該年度の前年度以前の年度における臨時地方特別交付金に関する法律(昭和三十五年法律第 号)による臨時地方特別交付金に相当する金額で、またこの会計に繰り入れていないものがあるときは、これを加算し、当該前年度以前の年度において当該臨時地方特別交付金に相当する金額をこえてこの会計に繰り入れたものがあるときは、これを控除した額)に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由
臨時地方特別交付金に関する措置に伴い、その交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

治水特別会計法案

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月二十二日
内閣総理大臣 岸 信介

治水特別会計法

(設置)

第一条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第 号。以下「法」という。)第三条に規定する治水事業十箇年計画の実施に伴い、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で国が施行するもの(以下「直轄治水事業」という。)及び同条第二項第四号に規定する工事(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行なうものとする。

一 法第二条第三項第三号に規定する伊勢湾等高潮対策事業のうち直轄治水事業に密接な関連があつて建設大臣が施行するもの(以下「直轄伊勢湾等高潮対策事業」という。)

二 直轄治水事業又は直轄伊勢湾等高潮対策事業又は密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの(以下「治水関係受託工事」という。)

関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの(以下「多目的ダム関係受託工事」という。)

三

法第二条第二項第一号又は第二号に規定する河川又は砂防設備に係る同条第三項第一号に規定する災害復旧事業及び海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で建設大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの(以下「管理」)

四 法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

(管理)
第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)
第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

(治水勘定の歳入及び歳出)
第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金及び第八條第一項の規定による特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金

二 河川法(明治二十九年法律第七十一号)第二十七條ただし書若しくは第三十三條、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四條第二項若しくは第十七條、特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)第三十三條第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條の規定による負担金

三 直轄治水事業に係るもの及び昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)本則第二項の規定による負担金

四 治水関係受託工事に係る納付金

三 第一条第二項第四号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金

四

第九条の規定による一般会計への繰入金
(特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出)
第五条 特定多目的ダム建設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金

二 河川法第二十七條ただし書又は第三十三條の規定による負担金

三 特定多目的ダム法第七條第一項又は第九條第一項の規定による負担金及び河川法第三十一條又は第三十二條の規定による負担金

四 多目的ダム関係受託工事に係る納付金

2 特定多目的ダム建設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用(工事に要する事務費を除く。)

二 第一条第二項第三号に規定する事業又は工事、多目的ダム建設工事に関する事務費(国が北海道で行なうこれらの事業又は工事に要する職員給与に要する費用その他の事務費を除く。)

三 第九條の規定による一般会計への繰入金

四 特定多目的ダム法第十二條の規定による還付金

(特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出等の整理)

第六条 特定多目的ダム建設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分(以下「工事別等の区分」といふ。)に従つて整理しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第七條 直轄治水事業又は直轄伊勢湾等高潮対策事業に関する費用で国庫が負担するもの、第一條第二項第三号に規定する事業又は工事に関する事務費並びに同項第四号に規定する事業に係る負担金及び補助金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

2 多目的ダム建設工事に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

3 前二項の規定による繰入れは、国が北海道において行なう事業又は工事に関する事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、政令で定めるところにより行なうものとする。

(特定多目的ダム建設工事勘定からの治水勘定への繰入れ)

第八條 多目的ダム建設工事又は多目的ダム関係受託工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定

から治水勘定に繰り入れるものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。

(一般会計への繰入れ)

第九條 第一條第二項第二号に規定する受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水関係受託工事に係るものにあつては治水勘定から、多目的ダム関係受託工事に係るものにあつては、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第十條 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」といふ。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表
- 二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに該会計年度にわたる

事業に伴なうものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調査

3 前項各号の書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、当該年度の事業計画表については、この限りでない。

(歳入歳出予算の区分)

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(国庫債務負担行為の区分)

第十二條 この会計の国庫債務負担行為は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定の区分に従い、更に特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

(予算の作成及び提出)

第十三條 内閣は、毎会計年度の会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

を添付しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

(特定多目的ダム建設工事勘定の予算の執行)

第十四條 特定多目的ダム建設工事勘定の予算で、その項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行なうものとする。

2 特定多目的ダム建設工事勘定の工事別等の区分に應ずる収入金は、当該区分に應ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

3 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額をこえてはならない。

(予備費の使用)

第十五條 治水勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額で工事別等の

区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(歳入歳出決定計算書等の作成及び送付)

第十六條 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるほか、特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該年度の事業実績表
- 二 債務に関する計算書
- 三 第十條第三項本文の規定は、前項各号の書類について準用する。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十七條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第十八條 治水勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定多目的ダム建設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これ

を工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十九条 治水勘定において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分に應ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度の予算から適用する。

2 特定多目的ダム建設工事特別会計法(昭和三十三年法律第三十六号)は、廃止する。

3 特定多目的ダム建設工事特別会計の昭和三十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

4 昭和三十四年度以前の年度の一般会計の直轄治水事業若しくは直轄伊勢湾等高潮対策事業の施行又は第一条第二項第三号に規定する事業若しくは工事の管理に關する予算(昭和三十五年年度に繰り越したものを含む)に係る一般会計所屬の資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に歸属するものとする。

5 特定多目的ダム建設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定に歸属するものとする。

6 旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第十四条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、昭和三十五年度において、当該金額を限り、かつ、昭和三十四年度の多目的ダム建設工事のうち昭和三十五年度に繰り越して施行するものに係る経費の財源として必要な金額の範囲内で、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分に従つて借入金をすることができ、

7 前項の規定による借入金、特定多目的ダム法第八条の利息並びに第五項の規定により特定多目的ダム建設工事勘定に歸属した地方債証券及び前項の昭和三十五年度に繰り越して施行する多目的ダム建設工事に係る地方債証券の償還金及び利子は、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、第五項の規定により同勘定に歸属した旧特定多目的ダム建設工事特別会計の借入金及び前項の規定による借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳入とする。

8 地方負担金(旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第三条に規定する地方負担金をいう。以下同じ。)で昭和三十四年度以前の年度の予算により施行した多目的ダム建設工事(昭和三十五年度に繰り越して施行するものを含む)に係るもの及び特定多目的ダム法第八条の利息並びに前項に規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充ててなすものとす、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、多目的ダム建設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならぬ。

9 第七項に規定する借入金の借入れ又は償還に關する事務は、大蔵大臣が行なう。

10 第七項に規定する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から負債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

11 第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予算計算書等又は予算に添附すべき前前年度の事業実績表又は前年度の事業計画表は、昭和三十五年分(前前年度の事業実績表については、昭和三十六年度分を含む)に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

12 この会計の昭和三十六年度又は昭和三十七年度の歳入歳出予算計算書等又は予算には、第十条第二項又は第十三条第二項に規定する書類のほか、昭和三十六年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を、昭和三十七年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

13 この会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分に従つて作成した地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

14 海岸法の一部を次のように改正する。
附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。
4 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に關する工事で治水特別会計の負担において行なうものについては、第二十九条中国費のみをもつてする施行に關する部分の規定は、適用しないものとする。

15 地すべり等防止法の一部を次のように改正する。
附則第四条の二中「国有林野事業特別会計」の下に又は治水特別会計」を加える。

16 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印刷局特別会計」の下に、「負債整理基金特別会計」を加え、「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

17 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第八号の三中「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

理由

治山治水緊急措置法に基づく治水事業十箇年計画の実施に伴い、直轄治水事業、これに密接な関連のある伊勢湾等高潮対策事業及び多目的ダム建設工事等の施行並びに治水事業に係る国の負担金等の交付に關する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関稅定率法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十五年三月三十日 衆議院會議録第十七号 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外三案

関稅定率法の一部を改正する法律

関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は臘一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をいふ。

同表中	五二五 獸脂	一 牛脂	五分
	二 其他		一割
五二五 獸脂	一 牛脂	五分	
	二 豚脂		
	甲 ラード	一キログラムにつき十五円	
	乙 その他	五分	に改める。
	イ 酸価が二をこえるもの	一キログラムにつき十五円	
	ロ その他	一割	
	三 その他		

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

ラードの輸入の自由化に備えてその精製業の保護に資するため、豚脂の税率を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関稅暫定措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

関稅暫定措置法案

(總旨)

第一条 この法律は、特定の物品について関稅を輕減し、又は免除するため関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)及び関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の暫定的特例を定めるものとする。

(重要機械類の免税)

第二条 国民經濟の健全な發展に資するため設備の緊急な近代化を必要とする事業又は特に育成を必要とする事業で政令で定めるもの用に供される機械類のうち、次に掲げる要件を備えるもので政令で

定めるものについては、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

一 新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することが困難であること。

二 事業の主要な作業工程において欠くことができないものであること。

(給食用乾燥脱脂ミルクの免税)

第三条 小学校、中学校、夜間において授業を行なう課程を置く高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の児童、生徒若しくは幼児又は保育所の児童の給食用に供される乾燥脱脂ミルクについては、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

(原子力研究用物品等の免税)

第四条 政令で定める原子力の研究の用に供される物品及び原子力発電設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

(航空機及びその部分品の免税)

第五条 航空機及びこれに使用する部分品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに

輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

(農林漁業用重油の免税)

第六条 関稅定率法別表第五百十九号に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの(温度十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、温度五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含むものとし、引火点が温度百十五度をこえるこれらのものを除く)で、農林漁業の用に供されるもの(外国から本邦に到着した時においてその性質を有するものに限る)については、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

(肥料製造用原油の免税)

第七条 関稅定率法別表第五百十九号に掲げる原油で、昭和三十六年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に於いて税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でアンモニア系窒素肥料の製造の原料として使用され、かつ、当該肥料の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

2 関稅定率法第十三条第三項から第五項まで(製造用原料品の減免税の系統等)の規定は、前項の規定により関稅を免除する場合につ

いて準用する。この場合において、同条第四項中「これと同種の他の原料品」とあるのは、「これと同種の他の原料品又はその製品の原料となるべき他の物品」と読み替えるものとする。

3

次の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる原油の数量について第一項の規定により免除を受けた関稅を、直ちに徴収する。ただし、同項の原油又は製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十条第一項又は第十二条第二項の規定により関稅を徴収するときは除くものとし、前項において準用する関稅定率法第十三条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む)。当該製造を終えず、又は届出をしなかつた原油

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所と同項に規定する製造を行ない、又は前項において準用する関稅定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。当該製造に供した原油

(その他の物品の免税及び減税)

第八条 別表第一に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものについては、その関稅を免除する。

2 別表第二に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の税率は、同表に定めるところによる。

3 前二項に規定する物品のうち特定の用途に供するものであることを要件としているもので政令で定めるものについて、これらの規定により関税の免除又は軽減を受ける者は、政令で定める手続をしなければならぬ。

(用途外使用等の制限)

第九条 第二条から第六条まで又は第七条第一項の規定により関税の免除を受けた物品及び前条第一項又は第二項の規定により関税の免除又は軽減を受けた同条第三項に規定する物品は、その輸入の許可の日から二年以内(第七条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同項に規定する期間内)に、その免除又は軽減を受けた用途(第二条又は第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、政令で定めるところにより税関長が承認する用途を含む)以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にお

いて、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。
(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十条 前条ただし書の場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により免除又は軽減を受けた関税を、当該承認を受けた者から直ちに徴収する。この場合において、使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税率法第十条(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

2 次の各号に掲げる物品につき前項前段の規定により関税を徴収する場合において、前条ただし書の承認を受けた者が当該関税の免除又は軽減を受けた者以外の者であるときは、その他当該物品の課税価格が明らかでないときは、その徴収する関税の額は、当該各号に掲げる額とする。

除を受けた重油 当該承認を受けた時において当該重油の輸入があつたものとみなして関税率法別表(製油原料の用に供することにより徴収するときは、別表第二)の税率により計算した額

二 第八条第二項の規定により関税の軽減を受けた原油、重油又は粗油 当該承認を受けた時においてこれらの輸入があつたものとみなして関税率法別表の税率により計算した額と別表第二の税率により計算した額との差額に相当する額

3 第一項の規定による関税の徴収については、関税法第十条(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定の適用がある場合を除き、関税徴収の例による。

(税関職員の特権)
第十一条 関税法第五十五条第一項第五号(税関職員の特権)の規定は、第二条から第六条まで又は第七条第一項の規定により関税を免除した場合及び第八条第一項又は第二項の規定により同条第三項に規定する物品について関税を免除し、又は軽減した場合について準用する。

(罰則)
第十二条 第九条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合においては、その違反に係る物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により免除又は軽減を受けた関税を、犯人から直ちに徴収する。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条ただし書の承認を受けた」とあり、又は「当該承認を受けた」とあるのは、「第十二条第一項の違反行為をした」と読み替へるものとする。

第十三条 第十一条において準用する関税法第五十五条第一項第五号(税関職員の特権)の規定による税関職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。
第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務

又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
(犯罪事件の調査及び処分)
第十五条 関税法第十一章(犯罪事件の調査及び処分)の規定は、前三条の犯罪事件の調査及び処分について準用する。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 関税率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第五項から第二十項までを削り、以下十六項ずつ繰り上げる。
別表甲号、別表乙号及び別表丙号を削る。

3 この法律の施行前に改正前の関税率法の一部を改正する法律の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

関税率法別表の番号

別表の番号	品名
一一二	動物(別号に掲げるものを除く。)のうちさる(急性灰白髄炎ワクチンの製造又は検査をする際に使用するものに限る。)
二〇五	小麦
六七一	コールドル分りゆり物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く。)のうちジソプロピル・ベン

六九五

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)
	二 その他のうち次に掲げるもの
(1)	四エチル鉛
(2)	放射性元素及びその化合物
(3)	モリブデン・コバルト触媒又はニッケル・コバルト・クロム触媒(エ

二二二八	コークスのうち石油コークス
二四〇五	鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)
一六二七	金銭登録簿、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品
一六八六	機械(別号に掲げるものを除く。)
一七〇九	木材

チレン、ベンゼン、トルエン又はキシレンを製造するため、これらに混じている不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。)、銀触媒(エチレンを酸化して酸化エチレンを製造する際に使用するものに限る。)、シリカ・アルミナ・クロム触媒又はモリブデン・アルミナ触媒(エチレンを重合してポリエチレンを製造する際に使用するものに限る。)、クロム・アルミナ触媒(ブタン又はブチレンを脱水素してブタジエンを製造する際に使用するものに限る。)、銅・亜鉛触媒(第二ブタノールを脱水素してメチルエチルケトンを製造する際に使用するものに限る。)、及びシリカ・アルミナ触媒(混合キシレンを異性化してパラキシレンを製造する際に使用するものに限る。)

(4) メンタン・ハイドロパーオキシド及び第三ドデシル・メルカプタン(ブタジエンとスチレン又はアクリルニトリルとを共重合させて合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)

(5) 五酸化バナジウム

五 板のうち厚さが〇・六ミリメートル以下でめつきしていないもの(長さが一・八メートル以下で幅が〇・九五メートル以下のもの又は面積が一・五平方メートル以下のものに限る。)

二 その他のうち次に掲げるもの

(1) 計数式電子計算機(カード式又は磁気テープ式の入力機又は入出力機を使用することができるもののうち、記憶容量が一万余八千以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)、及びこれに附属する制御機

(2) カード式入力機、出力機、カード式入出力機、記憶機及びこれらに附属する制御機(①に掲げる電子計算機又はカード式の入力機若しくは入出力機を使用することができる計数式電子計算機と一組を構成するもので、これらの計算機とともに輸入するものに限る。)、並びに磁気テープ式入出力機(①に掲げる電子計算機と一組を構成するもので、これとともに輸入するものに限る。)

一 単に切り、ひき、又は割つたもの

甲 バイン、ファー、シダーその他の針葉樹

ロ その他

別表第二

品名	税率
炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	六分
一 原油、重油及び粗油のうち製油原料として使用するもの	
二 その他(動物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。)	
乙 その他のうち温度十五度における比重が〇・八七六二をこえず、かつ、引火点が温度百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用するもの	二割
六七一	二割
コールドタール分り物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く。)、のうち合成なめし剤(芳香族スルホン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。)	五分
六九五	五分
薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)	
二 その他のうち次に掲げるもの	
(1) ピグメントレジンカラー用のエキステンダー	一割
(2) 合成なめし剤(芳香族スルホン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。)	五分
七〇五	五分
合成染料	
六 建築染料	
乙 その他	
七三三	一割五分
染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)	
一 印刷用紙	一割
二 その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえず、三百グラムをこえないものに限る。)	
甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので、巻取りのものに限る。)	七分五厘
一一〇一	七分五厘

備考

この表において「重油」とは、炭化水素油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二をこえず、かつ、引火点が温度百三十度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

ロののうちヘムロックその他のつが属のもの(厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。)

理由

最近における石油の輸入価格の推移等にかえり、これに対する現行の関税の暫定的減免制度を改め、一部免税の打ち切り及び軽減税率の引上げ等を行なうとともに、その他の関税の暫定的減免品目について所要の調整を行ない、その適用期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔植木庚子郎君登壇〕

○植木庚子郎君 たいだいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十四年度に実施した所得税の減税に伴う道府県民税及び市町村民税の減収が地方公共団体に及ぼす影響を考慮しますとともに、あわせてその財政の健全化に資しますため、当分の間、毎年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の〇・三に相当する金額の合算額を臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付するこ

ととし、このため、別途、今国会に臨時地方特別交付金に関する法律案が提出せられておるのでありますが、この措置に伴いまして、右の臨時地方特別交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととしようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、本三十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

次に、治水特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出せられております治水緊急措置法案に定めている治水事業十カ年計画の実施に伴いまして、同法に規定する治水事業に関する経理を一般会計と区分し、明確にするため、新たに治水特別会計を設置しますとともに、現行の特定多目的ダム建設工事特別会計法はこれを廃止しようとするものであります。

以下、その内容について簡単に説明申し上げます。

第一に、この会計におきましては、建設大臣が施行する河川、砂防または地すべり防止工事にかかる直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理を行なうことを主たる目的としており、あわせて、これらの事業または工事に関連のある直轄伊勢湾等高潮対策

事業または受託工事の施行並びに都道府県知事が施行する治水事業に対する国の負担金または補助金の交付に関する経理を行なうこととしたしております。

第二に、この会計は建設大臣がこれを管理することとし、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定という二つの勘定に区分経理することとしたしております。

治水勘定の歳入は、直轄治水事業及び直轄伊勢湾等高潮対策事業につき国庫が負担する部分の金額または都道府県に対する国の負担金もしくは補助金の財源に充てるための一般会計からの繰入金、これらの直轄事業にかかる地方負担金並びに治水関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、これらの直轄事業費、治水関係受託工事費並びに治水事業費負担金または補助金等といたしております。

次に、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入は、多目的ダム建設工事費に充てるための一般会計からの繰入金、地方負担金及びダム使用権設定予定者の負担金並びに多目的ダム関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、多目的ダム建設工事費並びに多目的ダム関係受託工事費等といたしますとともに、これらの歳入及び歳出並びに資産及び負債は、これを工事別等の区分に従って経理することとしたしております。

以上のほか、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算に関し必要な事項を定めるとともに、従来の特定多目的ダム建設工事特別会計法はこれを廃止することとしたしております。

本案につきましては、審議の結果、本三十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

次に、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、ラードの輸入の自由化に備えて、その関税率を次の通りに改めようとするものであります。すなわち、ラードの輸入税率は、現在、原料ラードたると精製ラードたるとを問わず、いずれも一〇%の従価税となっており、将来、ラードの輸入の自由化を実施する場合におきまして、現在のままでは国内の精製ラード工業等を保護し得ないこととなりますので、この際、原料ラードについてはその税率を五%に引き上げますとともに、精製ラードについてはその税率を従価一五%相当の従量税率、すなわち、一キログラム当たり十五円に引き上げようとするものであります。

最後に、関税暫定措置法案について申し上げます。

この法律案は、関税法及び関税法の特例法として、特定の物品に対する関税の暫定的軽減または免除に関

する事項を規定しようとするものであります。すなわち、関税の暫定的な減免制度は、従来は、昭和二十九年に制定せられた関税法の一部を改正する法律の附則をもって一年限りの臨時法として規定せられており、毎年、減免税期間の更新や減免税目目の加除整理が行なわれてきたのでありますが、今回の品目改正を機会に、これを右の附則から切り離しまして、新たに単行法をもって独立に規定しようとするものであります。

すなわち、まず第一に、炭化水素油につきましては、最近における石炭産品の状況や石油の輸入価格の推移等に照み、従来の暫定減免措置を改めまして、わが国産業の実情を考慮し、昭和三十五年度に限り、製油原料については現行の軽減税率二%を六%に改めるとともに、農林漁業用のA重油及び肥料製造用の原油については免税することとしたしております。

次に、電子計算機につきましては、従来、全面的な関税免除をいたしておるのでありますが、うち、国産の進んでいる中型及び小型計算機の本体については、国産保護の見地から、その免税措置を打ち切ることとしております。

第三に、ニッケル・コバルト・クロム触媒及びシリカ・アルミナ触媒につきましては石油化学工業の発展のため、五酸化バナジウムにつきましては

昭和三十五年三月三十日 衆議院會議録第十七号 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案外二案

特殊鋼産業の発展のため、また、小児麻痺用ワクチン製造用のサルにつきま

しては国民保健の向上のため、いずれも昭和三十五年度に限り関税を免除することとしております。

第四に、以上申し述べました物品以外の物品で、従来関税の暫定的な減免制度を適用せられてきたものにつきま

しては、最近の経済状況等にかんがみ

まして、なおその減免措置を継続することとし、原子力関係の物品及び航空機関係の物品につきましては三カ

年、それ以外の物品につきましては一カ年を限り、さらに減免税の期間を

延長することとしております。

最後に、関税の暫定的な減免制度の適用を受けた物品のうち、特定の用途

に供することを条件としているものにつ

きましては、あらかじめ承認を受け

た場合のほか、その用途外使用を禁止

し、これに違反した者には罰則を適用することといたしております。

右の両法律案につきましては、審議

の結果、本三十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致を

もって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。

本案の委員長の報告は可決でありま

す。本案を委員長報告の通り決するに

賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(中村高一君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、治水特別会計法案につき採決

いたします。
○副議長(中村高一君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、関税込率法の一部を改正する

法律案及び関税暫定措置法案の両案を一括して採決いたします。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) これより採決に入ります。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○天野公義君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案は、委員

会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案、右

三案を一括して議題といたします。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「八人及び」を削り、同条同項の次に次の一項を加える。

事務所の職員は、委員長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。

第十八條第二項中「八人及び」を削り、同条同項の次に次の一項を加える。

事務所の職員は、裁判長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
裁判官弾劾裁判所事務局及び裁判官訴追委員会事務局の職員は、定員について、他の国会職員の場合に準じて、これを規程で定めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
提出者 議院運営委員長 荒松清十郎

附則

この規程は、昭和三十五年七月一日から施行する。

○副議長(中村高一君) 提出者の趣旨を許します。議院運営委員会理事三和精一君。

〔三和精一君登壇〕

○三和精一君 たいま議題となりました裁判官弾劾法の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案の三案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

裁判官弾劾法第七條第二項及び第十八條第二項に「事務局に参事八人及びその他の職員を置く。」と規定されておりますので、両事務局の参事の定員は、一々法律改正によらなければ増加することができないこととなっております。一方、衆参両議院事務局、同法制局及び国立国会図書館においては、昭和三十四年十月一日以降、職員の名称の参事と参事補の区別を廃止して参事に統一されており、また、これらの職員は、いずれもおのおの定員規程をもって定められているのであります。従いまして、本法律案は、裁判官弾劾裁判所事務局及び裁判官訴訟委員

員会事務局の参事の定員を法律中に規定することをやめるとともに、両事務局の職員は、他の国会職員の場合に準じてこれを規程によって定めることとし、訴訟委員長または裁判長が両議院の議院運営委員会の承認を得て定めることとした次第であります。

次に、両規程案について御説明申し上げます。

衆議院事務局職員定員規程の一部改正案は、四月一日から監視二十人、及び、七月一日から議員宿舎の要員七人、また、十月一日から議長公邸等の要員十三人を増加するに必要な改正案であり、衆議院法制局職員定員規程の一部改正案は、最近の法制局における立案審査等の事務増加のため、七月一日から二人を増加したものであります。

右法律案及び両規程案は、いずれも本日の議院運営委員会において全会一致をもって起草提出いたしましたものでございませぬ。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、三案とも可決いたしました。

北陸地方開発促進に関する決議案

(田中角榮君外二十名提出)

○委員(審査省略要求案件) 田中角榮君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、田中角榮君外二十名提出、北陸地方開発促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。

北陸地方開発促進に関する決議案を議題といたします。

北陸地方開発促進に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和三十五年三月二十九日

提出者

田中 角榮外二十名

賛成者

安倍晋太郎外三百九十九名

北陸地方開発促進に関する決議

わが国経済は、近時著しい伸長発展を遂げつつあるが、反面、これらの産業活動は、おおむね大都市を中心とする先進地域に集中して、後進低開発地域との格差を増大し、経済の跛行性をますます助長していることは、国民経済の均衡ある安定的発展上、まことに遺憾とするところである。

ことに、北陸地方は、積雪寒冷地帯等の自然的悪条件に加えて、従来国の積極的施策に乏しく、ために産業経済ははなはだしく立ち遅れを余儀なくせられ、住民所得、地場資本、地方財政力等いずれも全国的水準を下まわり、経済の悪循環による本地方の低位後進性は、ますます顕著の度を加え、旧態依然として、いわゆる「裏日本的」宿命を脱却し得ない実情である。

しかしながら他面、本地方は、阪神、京浜及び中京の三大商工業地帯と密接につながり、各種資源の供給源として重要な地位を占め、かつ、日本海を中心とする対岸貿易の拠点的役割をにない、更にまた、幾多の観光資源に恵まれる等多大の開発効果を期待し得るものがある。

すなわち、これがため、交通諸施設の整備拡充、災害の防除等経済基盤の培養強化と産業構造の高度化を図り、総合的地域開発を強力に推進するにおいては、ひとり本地方の民

生の向上、福祉の増進に資するのみならず、広くわが国経済の発展に寄与するところきわめて大なるものがあると確信するものである。

よつて、政府は、すみやかに国土総合開発の一環として、本地方における画期的開発計画を確立し、これに伴う必要適切な特段の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべきである。

○副議長(中村高一君) 提出者の趣旨を許します。田中角榮君。

〔田中角榮君登壇〕

○田中角榮君 たいま上程になりました北陸地方開発促進に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしました、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、決議案の案文を朗読いたします。

案

北陸地方開発促進に関する決議案
わが国経済は、近時著しい伸長発展を遂げつつあるが、反面、これらの産業活動は、おおむね大都市を中心とする先進地域に集中して、後進低開発地域との格差を増大し、経済の跛行性をますます助長していることは、国民経済の均衡ある安定的発

展上、まことに遺憾とするところである。

ことに、北陸地方は、積雪寒冷地帯等の自然的悪条件に加えて、従来國の積極的施策に乏しく、ために産業経済ははなだしく立ち遅れを余儀なくせられ、住民所得、地場資本、地方財政力等いずれも全国的水準を下まわり、経済の悪循環による本地方の低位後進性は、ますます顕著の度を加え、旧態依然として、いわゆる「裏日本的」宿命を脱却し得ない実情である。

しかしながら他面、本地方は、阪神、京浜及び中京の三大商工業地帯と密接につながり、各種資源の供給源として重要な地位を占め、かつ、日本海を中心とする対岸貿易の拠点的役割をにない、更にまた、幾多の観光資源に恵まれる等多大の開発効果を期待し得るものがある。

すなわち、これがため、交通諸施設の整備拡充、災害の防除等経済基盤の培養強化と産業構造の高度化を図り、総合的地域開発を強力に推進するにおいては、ひとり本地方の民生の向上、福祉の増進に資するのみならず、広くわが国経済の発展に寄与するところきわめて大なるものがあることを確信するものである。

に併し必要適切な特段の措置を講じ、もって施策の万全を期すべきである。

右決議する。

そもそも、わが国経済の趣向を大観いたしまするに、その成長率は年を追うて上昇の一途をたどり、近來きわめて順調な伸張を遂げつつあることは、諸君とともにまことに御同慶にたえないところでありますが、その反面におきましては、これらの産業活動が概して大都市中心に集中をいたしました、地方低開発地域との経済格差を増大し、国民所得の不均衡、地方財政力の懸隔等、著しい地域的アンバランスを助長いたしておりますことは、経済の均整ある安定的発展上、まことに好ましくあらざる事態であると思っております。ことに、政府がさきに策定いたしました所得倍増を目標とする長期経済計画の円滑適正なる実施・推進を期するためには、特に、これらの地域開発の跛行性を打破して、全国的視野に立つて経済施策を確立し、いわゆる経済の体質改善を行なうことが刻下喫緊の急務であると思っております。

翻つて、北陸地方の実情を見まするに、本土の中部に位して、阪神、京浜、中京等の先進商工業地帯と地域的につながりながら、常に日陰に取り残され、いわゆる裏日本的な宿命にあえいでいるのであります。すなわち、まず産業構造について見ましても、第一次

産業の占むる割合は、全国平均四一％に比し四六％を占め、近代産業の見るべきもの乏しく、ことに、積雪寒冷地帯等の自然的悪条件のもとに置かれて、住民の所得水準は、全国平均八万五千余円に対し八万三千余円、実に二千円の低額を示し、地場資本は先進地に流出して蓄積に乏しく、従つて、地方財政力においても、その自主財源の占むる割合は、全国平均四一％に比し、わずかに三〇％にすぎない実情であります。

しかも、従来、本地方に対する國の積極的施策が立ちおくれしておりますために、その低位後進性が先進地に比してますます顕著の度を加えて参りましたことは、きわめて遺憾とするところであります。

他面、本地方の経済立地条件について見まするに、前述のような先進商工業地帯に密接なつながりを持ち、内陸には、水力、労働力のほか、石灰、珪藻土、陶石等の原料鉱産資源を埋蔵し、海には、日本海を中心とする沿岸漁業基地としての水産資源をかかえ、また、対岸貿易の拠点的地歩を占め、将来における多大の開発効果を期待し得るものと思われるのであります。さらにまた、近來とみに重要視せられてきた観光事業の面におきましても、立山、白山の名峰その他幾多の温泉源を持ち、豊富な観光資源に恵まれております。

このような特殊性にかんがみましても、この際、本地方の総合的地域開発に画期的方策を立て、強力にこれを推進いたしましたならば、二百八十万住民の生活の向上、福祉の増進はもとより、広く國家経済の大局的見地においても貢献するところきわめて大なるものがあると思つております。

叙上のごとき趣旨をもつて、政府はすみやかに本地方の実態に関する基礎調査を行ない、これに伴う基本計画の確立と相待つて、開発事業の実施推進に特段の方途を講ぜらるるよう、特に要請するものであります。

以上が本決議案を提案せんとする理由でありまして、こいねがわくは満場の御賛同を切にお願い申し上げる次第であります。(拍手)

○副議長(中村高一君) 討論の通告があります。これを許します。堂森芳夫君。

〔堂森芳夫君登壇〕
○堂森芳夫君 私は、ただいま提案されました決議案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたしまして、賛成の討論を行なうとさせていただきます。(拍手)
古來、わが國で辺境の地と目され、その後進性が指摘されておりました北海道、東北、九州の三地域につきましても、すでに開発促進の立法化がなされ、着々と総合開発が進められて参つたのであります。

北陸地方は、積雪寒冷地帯としての自然的悪条件も加わつて、裏日本の名譽のもとに、積極的施策も乏しく、放置せられて参つたと申しても過言ではないのであります。すなわち、人口は對全国比三・〇七％を占めておりながら、工業生産額はわずか二・五三％の二千五百八十五億圓にとどまり、はるかに人口の對全国比の率を下回つているのであります。なるほど、第二次産業の比率は、全国平均二三・八％と、ほほ同じパーセントとなつておりますが、由來、北陸地方、特に石川、福井の両県では、主たる産業は斜陽産業といわれてゐる絹、人絹の織布産業であります。戦後、特に海外の市場は急激に縮小し、その輸出は減退の一途をたどり、過剰機械の買い上げ、低賃金による労働者の犠牲によつて、ようやく露命をつないで参つたものであります。ために、地場産業は低迷状態から脱却できず、年々増大する農漁村方面よりの労働余力の地区内就業などはとうてい期待しがたく、ひいては、本地方産業の主体である農業経営の細分・零細化を必然的に招来して、耕地面積十九万三千六百町歩に対し農家戸數二十四万戸、平均一戸当たり八反歩という状態を現出しているのであります。すなわち、全国平均をはるかに下回つてゐる現状であります。

かかる要因は、北陸各県民の低位くぎづけをもたらし、銀行預金は全国比

かかる要因は、北陸各県民の低位く

の七五%、因税取納金一・四%となつて現われております。従つて、みずからの投資力も弱く、さらには、地方財政の財源枯渇と貧窮化を結果づけているのであります。しかも、なお、地方は、戦後たび重なる災害により、地方財政への圧迫に拍車をかけ、総合開発を自主的に推進し得ない原因となつてゐるのであります。狭い国土に過剰な人口をかかえながら、経済自立を達成するために国土総合開発が進められてゐる今日、以上のごとく最も立ちおくれた本地方の開発を早急に促進し、未利用資源を最高度に活用することは、一日もゆるがせに放置し得ない国家的急務であらうと信ずるものであります。

かかる本地方の開発のために、まず第一には、経済発展の基礎要件となる交通網の整備、港湾設備の拡充、土地造成など、産業育成条件の整備を必要とするのであります。

現在、本地方と阪神及び中京の二大商工業中心地帯を結ぶ道路及び国有鉄道の現況を見ますと、政府の怠慢と後進地域の軽視に対し、激しい憤りすら感ぜざるを得ないのであります。本地方と中京及び阪神地方を結ぶ国道八号線は、北陸地方と京阪神及び中京地方とを結ぶの道首に当たる地帯である福井県の武生市一敦賀市間の道路は、全く言語を絶する道路でありまして、しばしば交通災害を惹起いたしておる

のであります。(拍手)なるほど、その一部は一昨年有料道路の開通を見たのでありますが、北陸と阪神あるいは中京とを結ぶ国道八号線の整備こそ、今日われわれが最も望みいたしておる一つの点であります。また、国有鉄道は、いまだに単線であり、電化も行なわれておらぬのであります。目下行なわれてゐる四カ年計画による北陸線の複線化並びに電化は、所期の計画通りに完成することも肝要と申さねばなりません。また、日本海を中心とする対岸貿易の拠点的作用をになうべき地方であります点からも、港湾施設の整備強化と相待ちまして、臨海工業地帯を主軸とする近代産業発展の基礎たらしめる必要があるものであります。

第二には、未開発資源の開発利用推進であります。北陸地方における地下資源といつたしましては、たとえ富山県における黒鉛、福井県における珪石、これは、ともに全国第一の産額を持つておるのであります。また、銅、金、石こう、珪藻土、陶石等の埋蔵も豊富といわれておるのであります。また、水資源にも恵まれ、既開発水力は百七十万二千キロワットに及んでおりますが、未開発の包蔵水力は優に数百万キロワットをこえるものと推定できるのであります。このことは、産業発展とららばの關係にあるエネルギーの需要増加の關係を考えまして、北陸地方の重要性が認識せられる

と思ひのであります。その他、農業資源の利用についても、いわゆる積雪寒冷地帯としての悪条件のため、米作のみによる単作地帯でありますので、土地改良によつて多角経営化による農家の所得増加をはかることも肝要と申さねばなりません。さらにまた、打ち続く災害防除のため、河川の改修事業、治山、砂防、地すべり対策など、総合生産性向上の上に大きな障害となる問題も山積いたしておるのであります。よつて、この際、政府は、本決議案が可決されますことを契機として、北陸地方住民の多年にわたる悲願である本地域の総合開発と防災対策の強力なる施策推進をはかり、法制上、予算上、必要の措置をすみやかに講ぜられんことを、ここに強く要望し、本決議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○副議長(中村高一君) これにて討論は結局いたしました。

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○副議長(中村高一君) この際、経済企画政務次官から発言を求められてお

務次官岡部得三君。これを許します。経済企画政務次官岡部得三君。

「政府委員岡部得三君登壇」

○政府委員(岡部得三君) ただいま決議されました北陸地方開発促進に関する件につきましては、決議の趣旨に沿ひまして、今後できるだけ努力いたしたいと存じます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席國務大臣 樫橋 渡君
運輸大臣 橋本 信行君
出席政府委員 經濟企画 岡部 得三君
政務次官 大蔵政務次官 奥村又十郎君
農林政務次官 小枝 一雄君

○朗読を省略した議長の報告 (条約送付及び通知)

一、昨二十九日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めめるの件 (要求書受領)

一、今三十日、内閣から、肥料審議会委員に本院議員足立篤郎君、同小松信太郎君、同重政誠之君、同三宅正

一君及び参議院議員河野謙三君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、昨二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大西 正道君 岡 良一君
受田 新吉君
法務委員 井伊 誠一君 河野 正君
外務委員 池田正之輔君 岩本 信行君
谷川 和穂君 福永 一臣君
大蔵委員 嶋田 宗一君 福永 一臣君
岩本 信行君 河野 孝子君
文教委員 谷川 和穂君 濱野 清吾君
池田正之輔君 加藤謙五郎君
社会労働委員 加藤謙五郎君 蔵内 修治君
河野 孝子君 河野 正君
秋田 大助君 嶋田 宗一君
濱野 清吾君 戸叶 里子君
建設委員 予算委員 兒玉 末男君
木原津與志君 木下 哲君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

昭和三十三年三月三十日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長長の報告

内閣委員

柳田 秀一君 山中 吾郎君

中村 時雄君

法務委員

河野 正君 井伊 誠一君

外務委員

谷川 和穂君 福永 一臣君

池田正之輔君 岩本 信行君

大蔵委員

河野 孝子君 岩本 信行君

福永 一臣君 鴨田 宗一君

文教委員

池田正之輔君 加藤録五郎君

谷川 和穂君 濱野 清吾君

社会労働委員

濱野 清吾君 秋田 大助君

鴨田 宗一君 戸叶 里子君

藏内 修治君 河野 孝子君

加藤録五郎君 河野 正君

建設委員 岡 良一君

予算委員 大西 正道君 受田 新吉君

(議案提出)

一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出)

北陸地方開発促進に関する決議案

(田中角榮君外二十名提出)

一、今三十日委員長から提出した議案は次の通りである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

(委員会審査書略要求書受領)

一、昨二十九日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

北陸地方開発促進に関する決議案

田中角榮君外二十名

(議案付託)

一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出、衆法第二四号)

社会労働委員会 付託

(条約送付)

一、昨二十九日参議院に送付した条約は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求め

るの件

(議案送付)

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方税の一部を改正する法律案

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

じん肺法案

一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出)

(条約通知)

一、昨二十九日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求め

るの件

(議案通知)

一、昨二十九日、次の議案は議決を要しないものとなつた旨参議院に通知した。

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
（但し良質紙は二十円）
（送料別）
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三三)一五及一六